

いじめ等防止条例のあるまち小野市

平成 20 年 4 月施行、全国初の制定

小野市では、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけでなく、家庭、企業、地域社会などで起こる虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント等の問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、その防止に市民とともに取り組んでいます。

ONO いじめ等防止 ウィーク

6 月・11 月の年間 2 回開催

6月16日(月)～22日(日)

11月17日(月)～23日(日)

ONO いじめ等防止ウィークは、小野市いじめ等防止条例の目的・理念に関する市民の皆さんの理解を深め、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に向けて市民総ぐるみで考える週間です。

小野市市民安全部 くらし安心グループ

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531 番地

条例について、詳しくは
小野市ホームページを
ご覧ください。

